



高校生等奨学給付金(通常給付) (国公立)奨学のための給付金

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる方 令和3年7月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合を除く）
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和3年7月1日に保護者等が生活保護を受給している世帯又は保護者等それぞれが令和3年度住民税所得割が非課税（0円）の世帯

※保護者が富山県外にお住まいの場合は、保護者がお住まいの都道府県教育委員会へ申請することになりますので、手続方法等お住まいの県外の都道府県教育委員会へお問い合わせください。（ただし、保護者のうち、お一人でも富山県にお住まいの場合は、富山県の学校を通じての申込となります。）

本県で申し込む場合の事前準備

9月中旬頃に学校を通じて申請に関するお知らせを予定しておりますので、しばらくお待ちください。なお、対象の方は、必ず事前に次の書類の準備をお願いします。

- ・ 7月1日時点の「生徒本人」と「兄弟姉妹（15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ）」の健康保険証の写し
- ・ 7月1日時点の保護者等のマイナンバーがわかるもの

※7月2日以降に転職・離婚等がある場合は特にご注意ください。

高等学校等就学支援金の申請時に学校へ提出いただいたマイナンバーで令和3年度の課税情報を取得し、その結果を基に奨学のための給付金の対象となる可能性のある世帯に対してのみ、9月中旬頃に申請書等の配付をさせていただきます。

修正申告をされ、非課税世帯となった場合は、すみやかに学校事務室までご連絡ください。

◆お知らせ◆

令和3年度の「高校生等奨学給付金」の対象とならない場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等で、家計急変により保護者等それぞれの収入が減少し非課税相当額と認められる世帯にも給付を行います。申請をされる方は、学校事務室へお問い合わせください。

通常給付 高校生等奨学給付金 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります

はい ↓

いいえ ↘

保護者の居住地の都道府県にお問合せ下さい

7月1日現在、学校に在籍していますか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

保護者等全員の令和3年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

はい ↓

いいえ ↘

給付金非該当

扶養している高校生のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいますか？

はい ↓

いいえ ↓

通信制又は専攻科に通うのは生徒本人ですか？

はい ↓

いいえ ↓

高校生等以外で15歳（中学生除く）以上23歳未満の、保護者等の扶養親族である兄弟姉妹はいますか？

はい ↓

いいえ ↓

世帯に複数の高校生等がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請する高校生等には、高校生等の兄・姉がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

32,300円

全日制 定時制 通信制

生活保護世帯

48,500円

通信制 専攻科

141,700円

第2子以降

110,100円

第1子

非課税世帯

※健康保険証で扶養確認の上、「第2子以降」の支給額に該当しない場合があります。

給付金の支給決定は、11月下旬頃（予定）学校を通じて連絡いたします。

【支給額（年額）】

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円		
非課税世帯（第1子）	110,100円	48,500円	48,500円
非課税世帯（第2子以降）	141,700円		

（注1） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

前倒し給付を受給することになる場合は、上記の金額から前倒し給付の金額を差し引いた額が給付されます。